



えっ!? 今どき、まだ飲酒運転する人いるんですか??

飲酒運転の根絶

～飲酒運転は絶対にしない! させない!～



酒酔い運転



5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 **35点** 免許取消し (欠格期間3年)

「酒酔い」とはアルコールの影響により車両等の正常な運転ができない状態をいう。

※前歴及びその他の累積点数がない場合。

※「欠格期間」とは、運転免許の取消処分を受けた者が、運転免許を再度取得することができない期間。

酒気帯び運転



3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

●呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上0.25mg/l未満

→違反点数 **13点** 免許停止 (期間90日)

●呼気中アルコール濃度0.25mg/l以上

→違反点数 **25点** 免許取消し (欠格期間2年)

運転手だけではありません!

『飲酒運転の周辺三罪』

①酒類の提供



車を運転する人にお酒を提供してはいけません!

②要求・依頼しての同乗



お酒を飲んでいる人が運転する車に同乗してはいけません!

③車両の提供



お酒を飲んだ人や、これから飲む人に車を貸してはいけません!

※①～③とも、違反者には運転者同様に懲役刑・罰金刑が科せられます。

石川県における飲酒事故の発生状況 (R4.1月～10月末 速報値)

12件 負傷者数14人



二日酔いでも飲酒運転です。頭痛や胸やけ、吐き気などが見られたら、翌朝になっても体内にアルコールが残っている可能性があります。例え基準値未満であっても絶対に運転してはいけません!

～飲酒運転は「悪質・危険な故意の犯罪行為」です!～

ツイッターを運用しています。フォローお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】



【いぬわし君の交通安全Journal】
◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に新情報を配信します。
◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。
www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

【交通安全ほっとストーリー】
投稿フォームはこちら



www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/inquiry/inquiry09/

